

TACファイナンシャルプランナー講座

関西発特別オンラインセミナー

“節税の魔術師”が語る！

相続税・贈与税でしくじらないコツを伝授

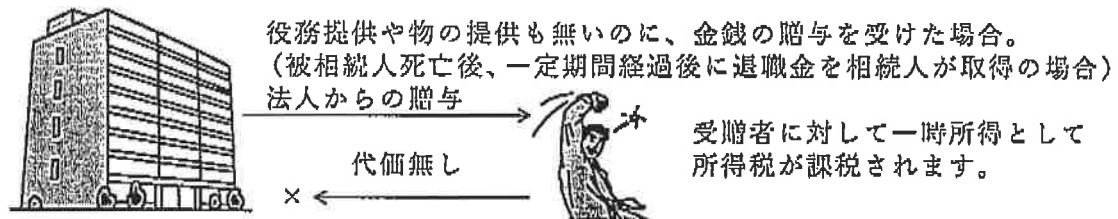
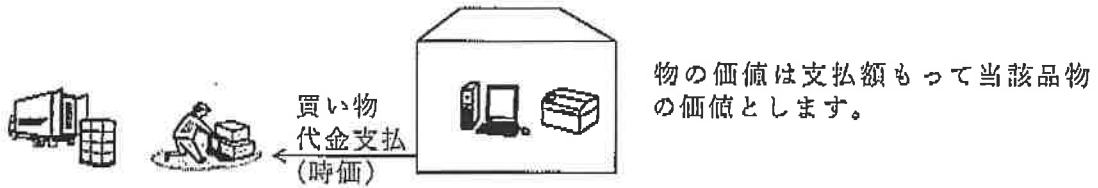
被相続人が死亡した時点での正味相続財産の価額について相続税が課税されます。相続税は超過累進課税を採用しているので正味相続財産の金額を下がることにより、税率を下げて相続税の負担を下げる事が可能になります。これが節税対策の基本です。

TAC講師 徳重正宣

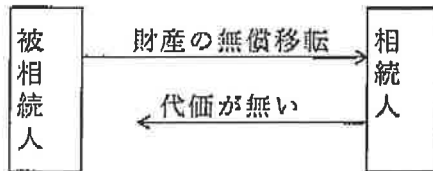
『当レジュメの無断転載・転用を禁じます。詳細はTAC申込規約を参照して下さい。』

【初学者が押さえておくべき相続税・贈与税の基礎知識】

相続と贈与

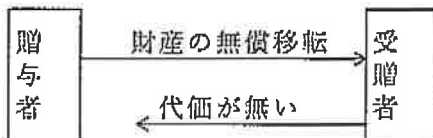


【一税法二税目】



死亡した人の財産を取得する。

☆相続税が課税されます。
(課税額は相続税評価額によります)



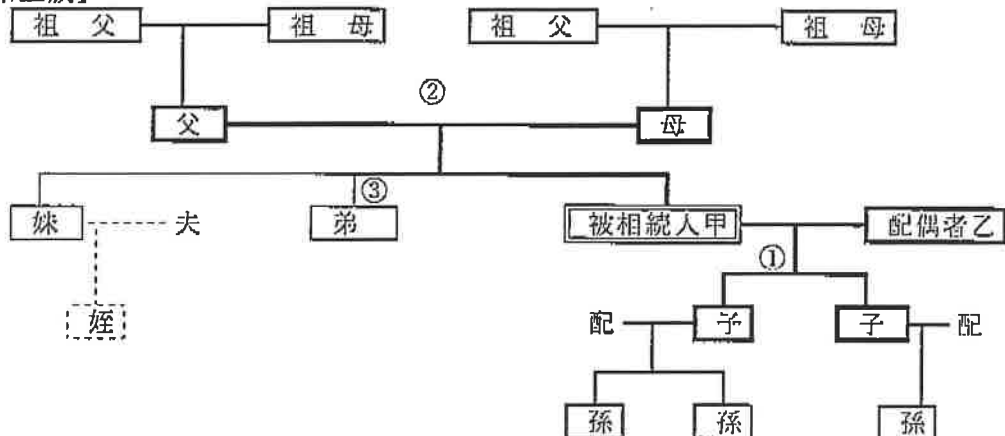
人から人への財産の無償移転。

☆贈与税が課税されます。
(課税額は相続税評価額によります)

平成29年民法（債権関係）改正による民法第549条

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

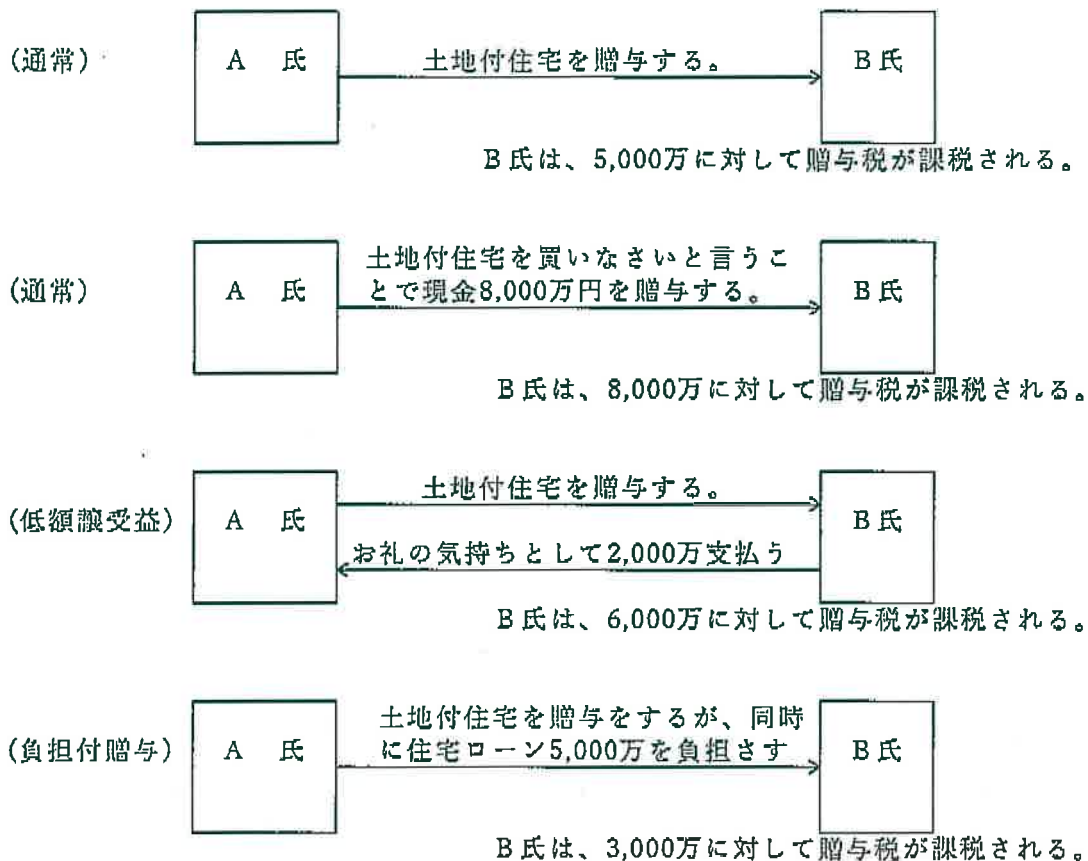
【直系血族】



みなし贈与財産



土地付き住宅
通常の取引価額 8000万
相続税評価額 5000万



【一般贈与財産用】(一般税率)

例えば、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合などに使用します。(他人からの贈与もこれに該当します)

贈与財産が5,000万円の場合

$$(50,000,000 - 1,100,000) \times 55\% - 4,000,000 = 22,895,000 \text{円 (納付税額)}$$

【特例贈与財産用】(特例税率)

直系尊属(祖父母や父母など)から、その年の1月1日において20歳以上の者(子や孫など)への贈与税の計算に使用します。

「その年の1月1日において20歳以上の者(子・孫など)」とは、贈与を受けた年の1月1日現在で20歳以上の直系卑属のことをいいます。

例えば、祖父から孫への贈与、父から子への贈与などに使用します。

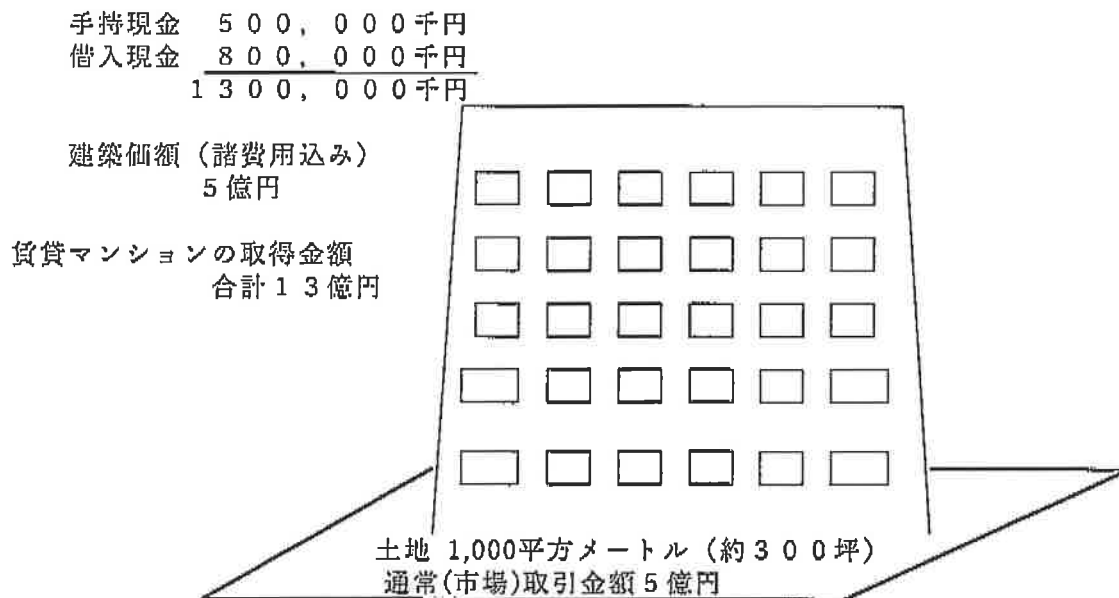
(夫の父からの贈与等には使用できません)

贈与財産が5,000万円の場合

$$(50,000,000 - 1,100,000) \times 55\% - 6,400,000 = 20,495,000 \text{円 (納付税額)}$$

相続税評価額の低減対策

時価評価と相続税評価額のギャップを使っての節税。
賃貸マンションを建築した場合の例（あくまでも参考）



相続税評価額

（賃貸割合は100%・満室状態としてます）

建物（固定資産税評価額）おおむね取得費の50～60%

$800,000千円 \times 60\% = 480,000千円$

貸家としての評価（借家権割合が30%とした場合）

$480,000千円 \times (1 - 30\%) = 336,000千円$ (464,000千円の低減)

貸家建付地

土地（路線価）不動産取引価額の70%と評価した場合。

$500,000千円 \times 70\% = 350,000千円$

貸家建付地（借地権を70%とした場合）

$350,000千円 \times (1 - 30\% \times 70\%) = 276,500千円$

小規模宅地等の評価減

$276,500千円 \times (200 \div 1000) \times 50\% = 27,650千円$

小規模宅地等の評価減後の貸家建付地

$276,500千円 - 27,650千円 = 248,850千円$ (251,150千円の低減)

相続税評価額の金額（単位：千円）

貸家 336,000

貸家建付地 248,850

小計

584,850 (1,300,000千円 - 584,850千円 = 715,150千円の評価減)

債務控除 Δ 800,000

Δ 215,150

貸家建付地とは、貸家の敷地の用に供されている宅地、すなわち、所有する土地に建築した家屋を他に貸し付けている場合の、その土地のことをいいます。

貸家建付地の価額 = 自用地としての価額 - 自用地としての価額 $\times$ 借地権割合 $\times$ 借家権割合 $\times$ 賃貸割合

平成30年度の税改正に注意して下さい。

（次頁参照）

平成30年度の税制改正。

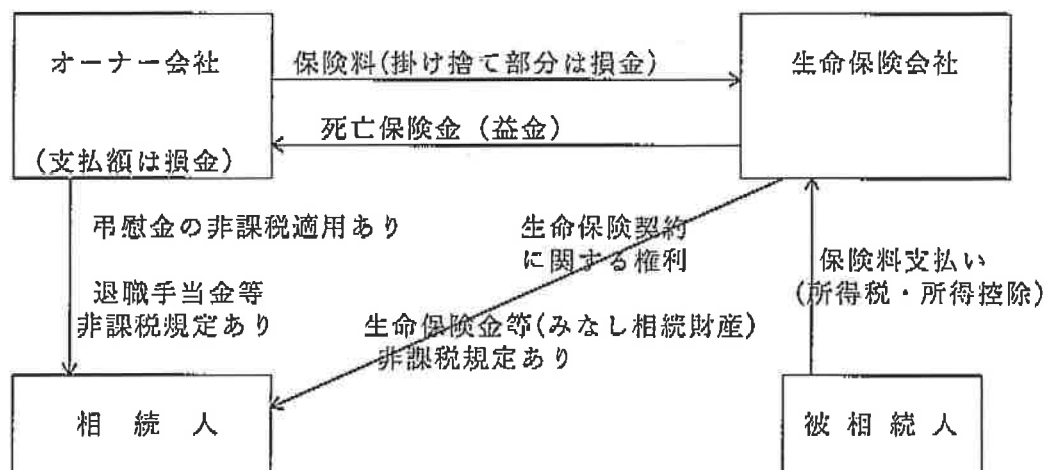
貸付事業用宅地等からは相続開始日から3年以内に新規取得した貸付事業用宅地等が除かれることになりました。

従いまして、死期感じて駆け込み購入した貸付け用の土地やマンションは、小規模宅地等の特例は適用できないことになりました。

但し、3年以内に取得した全ての宅地等が除外されるわけではありません。

その宅地等のその貸付事業が事業的規模であった期間や貸付事業として供用していた期間などにより適用できる場合もありますので注意して下さい。

生命保険の活用



退職所得の金額は、基本次のように計算します。

$$(\text{収入金額(源泉徴収前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

退職所得控除額の計算の表

・勤続年数(=A)とし場合の退職所得控除額。

勤続年数20年以下の場合 40万円 × A

(80万円に満たない場合には、80万円)

勤続年数20年超 800万円 + 70万円 × (A - 20年)

(注意事項)

1 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

2 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

1. 功績倍率法による役員退職金の計算方法

功績倍率法による役員退職金の適正額の計算式は、以下のとおりです

役員退職金の適正額 = 最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率

・最終報酬月額が大事になりますが、直前に急激に上げるなど業績や業務内容に対して不自然な場合は避ければなりません。

功績倍率には注意してください。

・役員退職金は、定款の規定または株主総会の決議によって支給する金額を決める必要がありますので注意して下さい。

一般的には株主総会の決議によって決定している場合が多いように思います。

- ・ 非課税枠や基礎控除を利用する。
生命保険金や退職手当金には非課税枠があります。
非課税限度額は次の式により計算した額です。
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$
相続人以外の方が取得した退職手当金等には、非課税の適用はありません。
- ・ 基礎控除の拡大のために法定相続人を増やす（養子又は特別養子縁組）
人数制限はありますが、少なくとも基礎控除で一人600万円、法定相続人による財産分割も少なくなります。
（超過累進課税）
累進課税制度とは、所得や遺産の額が増えれば増えるほど、税率が高くなる制度ことです。
- ・ 贈与税の基礎控除の活用
うまくすれば効果は有りますが、テレビ等でも間違った指導が多し。
贈与事実が明確なら、申告すれば、誕生と同時に通帳に贈与、大丈夫？
- ・ 贈与税の配偶者控除の活用
基礎控除(110万円) + 2,000万円 = 2,110万円の控除があります。
- ・ 墓・墓石・仏壇・仏具は相続税の非課税規定により課税されません。
そのため、これらの財産を取得しても課税されませんので現金預金を適法に減らすことが可能となります。
但し、死亡後に墓地等を購入しても課税・徴収後の財産からの支払いとなりますので供養にはなりますが節税にはなりません。
- ・ 相続時精算課税制度は要注意
- ・ 物納と小規模宅地等の評価減。
- ・ 相続税と贈与税の損益分岐点。
- ・ 過度な財産の移転。死の直前直後は注意。
- ・ 会社のオーナーが会社に貸付金がある場合。
デット・エクイティ・スワップを活用する（会計上の考え方）

貸借対照表 万円		貸借対照表 万円	
諸資産 5,000	諸負債 3,000	諸資産 5,000	諸負債 3,000
	役員借入金 1,000		資本金 2,000 (税法は時価 評価に注意)
	資本金 1,000		



適用後には被相続人の正味財産(貸付金)が1,000万円減額されて有価証券が増加します。
何もしないと回収されるかわからない債権に対して全額課税されます。
DESすれば取得した株式については、取引相場の無い株式に該当すれば類似業種批准
価額方式、純資産価額方式、配当還元方式等により評価します。

法人税法においてDES適用後においても債務超過の状態にあるようなら節税効果はありますが、それ以外でしたら税理士等に相談しながら進めて下さい。
このように貸付金が株式に代わった場合、事業承継税制の適用の可能性もあります。事業承継税制は2018年度改正により最大で100%の納税猶予がありますが、これらにつきましても必ず税理士や公認会計士等の専門家に手伝って頂いて下さい。
別に、債権放棄という手段もあります。この場合、会社は1,000万円の債務免除益を計上しなければなりません。その場合において、債務超過の状態でしたら問題はありませんが、その会社の株価が上がるようなことになると課税関係が生じる可能性がありますので税理士等の専門家に相談することを推奨します。
また、債権を放棄する場合、債権者の一方的な意思表示なので、相続申告及び税務調査対策として証拠を残す必要があるので、内容証明郵便を使うことが大切です。

★事前節税事後脱税の言葉通り、計画的に進めましょう。